

入札説明書

令和 8 年度島根県特定医療費支給認定窓口業務及び書類審査に係る労働者派遣業務委託（雲南保健所、県央保健所、浜田保健所及び益田保健所）については、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）その他の法令及び契約条項に定めるもののほか、下記に定めるところによるものとする。

記

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和 8 年度島根県特定医療費支給認定窓口業務及び書類審査に係る労働者派遣業務委託（雲南保健所、県央保健所、浜田保健所及び益田保健所）

(2) 契約期間

雲南保健所、県央保健所及び浜田保健所：

令和 8 年 6 月 1 日（月）～令和 8 年 7 月 3 1 日（金）

益田保健所：令和 8 年 6 月 8 日（月）～令和 8 年 8 月 7 日（金）

(3) 入札案件の仕様（業務内容等）

① 業務内容

特定医療費(指定難病)の支給認定(更新)に係る窓口業務、書類の整理及び文書の発送等

② 派遣人数

4 名(雲南保健所 1 名、県央保健所 1 名、浜田保健所 1 名、益田保健所 1 名)

原則として、業務期間を通じて同一人とする。

③ 就労場所

雲南保健所(雲南市木次町里方 531-1)、県央保健所(大田市長久町長久ハ 7-1)、浜田保健所(浜田市片庭町 2 5 4)及び益田保健所(益田市昭和町 13-1)とする。

④ 勤務日

業務期間内の開庁日(原則、土曜・日曜・祝日を除く平日)

⑤ 勤務時間

8:30～17:15(休憩時間 11:00～14:00 の間の 1 時間)とする。時間外勤務命令は原則として行わない。

⑥ 通勤に係る費用

島根県は負担しない。なお、駐車場及び駐輪場については雲南保健所、県央保健所、浜田保健所及び益田保健所での規定による。

⑦ 業務遂行に必要な事務用品等

雲南保健所、県央保健所、浜田保健所及び益田保健所が負担する。

⑧ 遵守事項

ア. 守秘義務

受託者及び派遣労働者は本業務上知り得た全ての情報について一切漏洩してはならない。また、受託者は派遣労働者にこの業務を遵守させなければならない。なお、本契約

終了後も遵守義務は継続する。

イ. 派遣労働者の交代

健康福祉部健康推進課が、業務遂行上支障がある、あるいは期待する水準の能力を有しないと判断した派遣労働者については、受託者に交代を要求できるものとし、受託者はこれに速やかに対応しなければならない。

⑨ その他

契約書及び入札説明書に定めのない事項や細部の内容については、健康福祉部健康推進課と協議の上決定するものとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県が行う入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県内に事業所を置いている者であること。
- (7) 厚生労働省委託事業の優良派遣事業者認定制度による「優良派遣事業者」として認定されている者であること。
- (8) 過去 2 年の間に国又は地方公共団体等において、島根県と同等の労働者派遣業務を受託し、確実に履行した実績のある者であること。
- (9) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者又は納税義務のない者であること。

3 入札参加資格確認に係る提出書類

(1) 入札参加資格確認申請書

入札参加資格確認申請書に次の書類を添付し提出して、資格確認を受けること。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 誓約書

イ 「優良派遣事業者」であることを証明する書類（認定証の写しなど）

ウ 過去 2 年の間の国又は地方公共団体等との労働者派遣業務委託契約実績のわかるもの（様式不問、島根県健康福祉部健康推進課との契約実績については省略可）

エ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後 3 か月以内のもの）

オ 島根県税の納税証明書（発行後 3 か月以内のもの）

カ 委任状（入札に代理人を定める場合。入札前に入札会場での提出も可。）

(2) 申請書提出方法

ア 申請書及び添付書類の提出部数は、1 部とする。

- イ 提出期限までに郵送又は持参とする。
- ウ 資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。
- エ 提出された書類は、返却しない。
- オ 提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

(3) 申請書及び添付書類の提出期限及び場所

提出期限：令和8年5月11日（月）午後5時まで

提出先：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁第2分庁舎3階）

島根県健康福祉部健康推進課 難病支援第一・第二係

電話：0852-22-5324 Fax：0852-22-6328

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和8年5月13日（水）午後5時までに通知する。

4 入札保証金

- (1) 島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札者が見積もった契約単価に1,364を乗じ消費税及び地方消費税を含んだ額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。
ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。
- (2) 入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合で、3(1)ウにより過去2年間に国及び他の地方公共団体等と同種の契約を締結し、誠実に履行していることが確認できた場合には、島根県会計規則第61条の2第3号に該当するものとし、入札保証金を免除する。

5 入札、開札の方法等

(1) 日 時

令和8年5月19日（火）午後14時00分

(2) 場 所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁第二分庁舎3階 302会議室

(3) 入札方法等

- ア 郵便、電話、ファックス等による入札は、認めない。
- イ 入札者（入札権限等を委任された代理人（以下「受任者」という。）を含む。以下同じ。）は、封印した入札書を入札箱に投函しなければならない。
- ウ 入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた金額を見積もること。
- エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額を落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税を除いた派遣労働者1名当たりの時間単価を見積り入札書に記載すること。
- オ 入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- カ 入札者は、入札時刻後においては入札会場に入場することはできない。
- キ 入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することはできない。

(4) 開札の方法

- ア 開札は、入札者又はその代理人及び健康福祉部健康推進課職員を立ち合わせて行う。
- イ 開札の結果、各人の入札の内、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、

当該開札の終了後、直ちに再度の入札を行う。

- (5) 再度入札
 - ア 再度入札は、2回まで行うこととする。(合計3回)
 - イ 入札参加者のうち、再度入札に参加しない者は、入札の場所を退場しなければならない。
- (6) 落札者の決定方法
 - ア 島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あったときは、くじ引きにより落札者を決定する。
 - ウ なお、再度入札を行った場合でも落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約締結の協議を行うものとする。ただし、その場合でも、予定価格は変更しない。
- (7) 入札の無効
島根県会計規則第63条の各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (8) 不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県健康福祉部健康推進課に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (9) 入札の取りやめ又は延期
島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期する。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

6 契 約

- (1) 契約条項
別途労働派遣基本契約書を締結する。
- (2) 前金払
契約金額に係る前金払いは行わない。
- (3) 契約書の作成
 - ア 落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の3第1項の規定により、7日以内に契約を締結するものとする。
 - イ 地方自治法第234条第5項の規定により島根県知事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約保証金
 - ア 島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約単価に1,364を乗じ消費税及び地方消費税を含んだ額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する者については、免除する。
 - イ 契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合で、3(1)ウにより過去2年間に国及び他の地方公共団体等と同種の契約を締結し、誠実に履行していることが確認できた場合には、島根県会計規則第61条の2第3号に該当するものとし、入札保証金を免除する。

7 質問等

質問は、書面により令和8年4月30日（木）正午までに持参、ファックス又は郵送により提出するものとする。回答については、随時行う。なお、入札後、入札仕様関連書類等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

提出先 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（島根県庁第二分庁舎3階）

島根県健康福祉部健康推進課 難病支援第一・第二係

電話：0852-22-5324 Fax：0852-22-6328

8 入札説明書添付資料

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 誓約書
- (3) 入札書（様式第4号の1、様式第4号の2）
- (4) 委任状（様式第3号）
- (5) 入札書に関する注意事項
- (6) 入札保証金の免除に関する誓約書
- (7) 契約保証金の免除に関する誓約書
- (8) 質疑票